

大阪市建築基準法施行条例

制 定 平成 12. 4. 1 条例 62

最近改正 令和元. 6. 14 条例 9

(趣旨)

第 1 条 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）の施行については、別に定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法及び法に基づく命令の例による。

(工事監理者の届出等)

第 3 条 建築物、建築設備又は工作物（以下「建築物等」という。）の建築主、設置者又は築造主（法第 12 条第 2 項の国の機関の長等を含む。）は、法第 5 条の 6 第 4 項の工事監理者を選任し、又は変更したときは、市規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長（指定確認検査機関の確認に係る建築物等にあつては当該指定確認検査機関）に届け出なければならない。

2 指定確認検査機関は、前項の届出を受理したときは、速やかに、その旨を市長に通知しなければならない。

(耐火建築物等又は準耐火建築物等としなければならない建築物)

第 3 条の 2 法第 53 条第 1 項第 2 号の規定により建築物の建蔽率の限度が 10 分の 8 とされている地域（防火地域を除く。以下「対象地域」という。）内の建築物で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める構造としなければならない。

(1) 次のいずれかに該当する建築物 法第 53 条第 3 項第 1 号イに規定する耐火建築物等（以下「耐火建築物等」という。）

ア 建蔽率が 10 分の 8 を超える建築物（法第 53 条第 3 項第 2 号に該当する建築物（以下「特定敷地内建築物」という。）にあつては、10 分の 9 を超える建築物）

イ 建蔽率が 10 分の 6 を超え、10 分の 8 以下の建築物（特定敷地内建築物にあつては、10 分の 7 を超え、10 分の 9 以下の建築物。次号において同じ。）で、かつ、延べ面積が 500 平方メートルを超えるもの

(2) 建蔽率が 10 分の 6 を超え、10 分の 8 以下の建築物で、かつ、延べ面積が 500 平方メートル以下のもの 耐火建築物等又は法第 53 条第 3 項第 1 号ロに規定する準耐火建築物等（以下「準耐火建築物等」という。）

2 前項の規定にかかわらず、その敷地が対象地域の内外にわたる建築物（その全部が対象地域内にあるものに限る。）で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める構造としなければならない。

(1) 次のいずれかに該当する建築物 耐火建築物等

ア 建蔽率が次に掲げる数値の合計（以下「10分の8に代わる数値」という。）を超える建築物（特定敷地内建築物を除く。）

(ア) 10分の8に対象地域内にある敷地の部分の面積の敷地面積に対する割合（以下「対象地域内敷地割合」という。）を乗じて得た数値

(イ) 法第53条第1項の規定による対象地域外の地域又は区域内の建築物の建蔽率の限度（当該対象地域外の地域又は区域内にある敷地の部分（以下「対象地域外敷地部分」という。）が同項の規定による建築物の建蔽率に関する制限を受ける地域又は区域の2以上にわたる場合にあっては、同条第2項の規定の例により算出した建築物の建蔽率の限度）に対象地域外敷地部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得た数値

イ 建蔽率が10分の8に代わる数値に10分の1を加えた数値（以下「10分の8に代わる数値に係る算出数値」という。）を超える特定敷地内建築物

ウ 建蔽率が次に掲げる数値の合計（以下「10分の6に代わる数値」という。）を超え、10分の8に代わる数値以下の建築物（特定敷地内建築物を除く。）で、かつ、延べ面積が500平方メートルを超えるもの

(ア) 10分の6に対象地域内敷地割合を乗じて得た数値

(イ) 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に掲げる数値に対象地域外敷地部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得た数値

対象地域外敷地部分の全部が防火地域（法第53条第1項第2号の規定による建築物の限度が10分の8とされている地域に限る。以下「特定防火地域」という。）にある場合	10分の6
対象地域外敷地部分が法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率に関する制限を受ける地域（特定防火地域を除く。）又は区域（以下「特定建蔽率制限地域等」という。）	法第53条第2項の規定の例により算出した数値

の2以上にわたる場合	
対象地域外敷地部分が特定防火地域及び特定 建蔽率制限地域等にわたる場合	特定防火地域内の建築物 の建蔽率の限度を10分の 6として法第53条第2項 の規定の例により算出し た数値

エ 建蔽率が10分の6に代わる数値に10分の1を加えた数値（以下「10分の6に代わる数値に係る算出数値」という。）を超え、10分の8に代わる数値に係る算出数値以下の特定敷地内建築物で、かつ、延べ面積が500平方メートルを超えるもの

(2) 建蔽率が10分の6に代わる数値を超え、10分の8に代わる数値以下の建築物（特定敷地内建築物にあつては、10分の6に代わる数値に係る算出数値を超え、10分の8に代わる数値に係る算出数値以下の建築物）で、かつ、延べ面積が500平方メートル以下のもの 耐火建築物等又は準耐火建築物等

3 前2項の規定は、法第61条ただし書の規定の適用を受ける建築物には適用しない。

4 建築物が対象地域の内外にわたる場合（建築物が対象地域と防火地域にわたるときを除く。）においては、その全部について前2項の規定を適用する。ただし、その建築物が対象地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、この限りでない。

5 建築物が対象地域と防火地域にわたる場合においては、第1項及び第3項の規定は適用しない。

6 前項の規定にかかわらず、建築物が対象地域と防火地域にわたる場合であつて、その建築物が防火地域外において防火壁で区画されているときは、その防火壁外の部分について第2項及び第3項の規定を適用する。ただし、当該防火壁外の部分が対象地域の内外にわたる場合であつて、その防火壁外の部分が対象地域外において当該防火壁以外の防火壁で更に区画されているときは、当該区画されている防火壁外の部分については、この限りでない。

（個室ビデオ店等に係る制限の附加）

第3条の3 法別表第1（い）欄（4）項に掲げる遊技場のうち、次に掲げる用途に供するもの（以下「個室ビデオ店等」という。）における客用に供する屋内に設ける階段及びその踊場（直上階の居室の床面積の合計が30平方メートルを超え200平方メートル

以下の地上階又は居室の床面積の合計が 30 平方メートルを超え 100 平方メートル以下の地階におけるものに限る。) の幅は、建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。) 第 23 条第 1 項の表の (4) の規定にかかわらず、90 センチメートル以上でなければならない。

- (1) 個室 (これに類する施設を含む。以下この項において同じ。) において、フィルム若しくはビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。) に係る記録媒体又は電気通信設備を利用させ、映像を見せる役務を提供する業務を営む店舗
- (2) カラオケボックス
- (3) 個室において、インターネットを利用させ、又は漫画等を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗
- (4) 店舗型電話異性紹介営業その他これに類する営業を営む店舗

2 個室ビデオ店等における客用に供する廊下 (令第 119 条の規定の適用を受けるものを除く。) の幅は、それぞれ次の表に掲げる数値以上としなければならない。

廊下の配置 廊下の種別	両側に居室がある場合	その他の場合
居室の床面積の合計が 30 平方メートルを超え 100 平方メートル以下 (地階にあつては、30 平方メートルを超え 50 平方メートル以下) の階におけるもの	90 センチメートル	90 センチメートル
居室の床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下 (地階にあつては、50 平方メートルを超え 100 平方メートル以下) の階におけるもの又は 3 室以下の専用のもので居室の床面積の合計が 200 平方メートル (地階にあつては、100 平方メートル) を超える階におけるもの	120 センチメートル	90 センチメートル

3 個室ビデオ店等の用途に供する階 (避難階及び令第 121 条第 1 項第 3 号の規定の適用を受けるものを除く。) における居室の床面積の合計が 30 平方メートルを超える場合にあつては、その階から避難階又は地上に通ずる 2 以上の直通階段を設けなければならない。ただし、その階の居室の床面積の合計が 100 平方メートルを超えず、かつ、その

階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる直通階段で令第 123 条第 2 項又は第 3 項の規定に適合するものが設けられているもの並びに避難階の直上階又は直下階でその階の居室の床面積の合計が 100 平方メートルを超えないものについては、この限りでない。

- 4 主要構造部が準耐火構造である建築物又は不燃材料で造られている建築物に対する前項の規定の適用については、同項ただし書中「100 平方メートル」とあるのは「200 平方メートル」とする。
- 5 第 3 項の規定により避難階又は地上に通ずる 2 以上の直通階段を設ける場合において、居室の各部分から各直通階段に至る通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さは、令第 120 条に規定する歩行距離の数値の 2 分の 1 を超えてはならない。ただし、居室の各部分から、当該重複区間を経由しないで、避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものに避難することができる場合は、この限りでない。
- 6 個室ビデオ店等の用途に供する部分を有する建築物の避難階における屋外への出口は、次に定めるところによらなければならない。ただし、耐火建築物又は準耐火建築物で当該用途に供する部分の床面積の合計が 250 平方メートル以下の建築物の避難階における屋外への出口については、この限りでない。
 - (1) 2 以上設けること
 - (2) 幅は 90 センチメートル以上とすること
 - (3) 戸は、内開きとしないこと
 - (4) 屋外への出口（令第 125 条第 1 項の出口を除く。）にあつては、道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員が 90 センチメートル（2 以上の屋外への出口が共用する場合にあつては、1.5 メートル）以上の通路に面すること
- 7 前各項の規定は、個室ビデオ店等の用途に供する階のうち令第 129 条第 1 項の規定の適用を受けるもの又は個室ビデオ店等の用途に供する部分を有する建築物のうち令第 129 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けるもの若しくは当該用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートル以下であるものについては、適用しない。

（道路の位置の指定に伴う標識の設置）

第 4 条 法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を受けた者は、市規則で定めるところにより、当該道路が同号の規定による指定を受けた道路である旨の標識を設置しなければならない。

（私道の変更又は廃止）

第5条 私道を変更し、又は廃止しようとする者は、市規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、速やかにその旨を公示し、かつ、当該承認の申請をした者に通知するものとする。

(日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定)

第5条の2 法第56条の2第1項の条例で指定する区域は、次の表の(あ)欄の各項に掲げる地域のうち当該地域に関する都市計画において同表の(い)欄の当該各項に掲げる建築物の容積率が定められた区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第9号に掲げる臨港地区及び同法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区を除く。)とし、法第56条の2第1項の条例で指定する平均地盤面からの高さは、同表の(あ)欄の各項の区分に応じて同表の(う)欄の当該各項に定める高さとし、同条第1項の条例で指定する号は、同表の(あ)欄及び(い)欄の各項の区分に応じて同表の(え)欄の当該各項に定める号とする。

(あ)	(い)	(う)	(え)
地 域	建築物の容積率	平均地盤面からの高さ	法別表第4(に)欄の号
第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域	10分の20	4メートル	二の項の(二)の号
	10分の30		二の項の(三)の号
第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域	10分の20	4メートル	三の項の(二)の号
準工業地域(公有水面埋立法(大正10年法律第57号)の規定に基づく免許又は承認に係る埋立区域を除く。)	10分の20	6.5メートル	三の項の(二)の号

(台帳記載事項証明書等の交付)

第5条の3 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。

)第6条の3第1項各号に定める事項に関する証明書又は規則第11条の4第1項第1号から第6号までに掲げる書類の写し(以下「台帳記載事項証明書等」という。)の交

付を受けようとする者は、市規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(手数料)

第6条 確認申請等（法の規定に基づく確認の申請及び法第18条第2項（法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知をいう。以下同じ。）に対する審査（指定確認検査機関が行うものを除く。）で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその確認申請等をする者から徴収する。ただし、市規則で定める磁気ディスク等による確認申請等にあつては、当該額から2,000円を減じた額の手数料を徴収する。

- (1) 建築物に係る確認申請等に対する審査（次号に掲げるものを除く。） 1件につき、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額
- (2) 建築物に係る確認申請等に対する審査のうち、法第6条の3第1項ただし書に規定する建築主事が行う同項ただし書に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準又は法第18条第4項ただし書に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「構造計算適合性審査」という。）を含むもの 前号に定める額に、構造計算適合性審査1件につき、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄を加算した額
- (3) 建築設備に係る確認申請等に対する審査 1件につき、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額
- (4) 工作物に係る確認申請等に対する審査 1件につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。） 18,000円
 - イ 確認済証の交付を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合 10,000円

2 完了検査申請等（法の規定に基づく建築物等に関する完了検査の申請及び法第18条第16項（法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知をいう。以下同じ。）に関する検査（指定確認検査機関が行うものを除く。）で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその完了検査申請等をする者から徴収する。

- (1) 建築物に係る完了検査申請等に関する検査（次号に掲げるものを除く。） 1件につき、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額
- (2) 特定工程に係る建築物に係る完了検査申請等に関する検査 1件につき、別表第5

の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額

(3) 建築設備に係る完了検査申請等に関する検査 1件につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。） 18,000円

イ 小荷物専用昇降機 10,000円

(4) 工作物に係る完了検査申請等に関する検査 1件につき 12,000円

3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準（建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。）に適合させなければならない特定建築物（建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築物をいう。以下同じ。）に係る前項第1号又は第2号に掲げる完了検査申請等に関する検査については、同項第1号又は第2号に定めるもののほか、1件につき、別表第6の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額の手数料をその完了検査申請等をする者から徴収する。

4 中間検査申請等（法の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請及び法第18条第19項の規定による通知をいう。以下同じ。）に関する検査（指定確認検査機関が行うものを除く。）については、1件につき、別表第7の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額の手数料をその中間検査申請等をする者から徴収する。

5 法第86条の8第1項の規定による全体計画の認定又は法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による全体計画の変更の認定の申請に対する審査については、1件につき、別表第8の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。ただし、工事期間のみの変更に係る申請にあつては、21,000円の手数料を徴収する。

6 令第137条の16第2号の規定による認定の申請に対する審査については、1件につき、別表第9の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

7 前各項に定めるもののほか、法（法の規定に基づく本市の条例を含む。）、令又はこの条例の規定に基づく事務で別表第10各号に掲げるものについては、1件につき、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

（手数料の納付の時期）

第7条 前条の規定による手数料は、申請の際、納付しなければならない。

（手数料の減免）

第8条 都市計画法第11条第1項第8号に掲げる一団地の住宅施設として建築される建築物で法第86条の規定の適用を受けるものに係る第6条第1項から第4項までの規定による手数料の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額の2分の1に相当する額とする。

2 国又は地方公共団体から第5条の3の規定による申請があったときは、同条の規定に基づく事務に係る第6条第7項の規定による手数料を免除する。

3 前2項に規定するもののほか、市長は、災害時における応急仮設建築物の建築、被災家屋の建替えその他これらに類する特別の事由があると認めるときは、第6条の規定による手数料を減額し、又は免除することができる。

(手数料の還付)

第9条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(罰則)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

(1) 第3条の3第1項、第2項、第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第5項及び第6項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

(2) 法第87条第3項において準用するこの条例の第3条の3第1項から第3項まで、第5項及び第6項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第1号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対しても同項の罰金刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても第1項の罰金刑を科する。

(施行の細目)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平13.4.1条例54、平13.5.18施行、告示562の6）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（平 14. 11. 13 条例 72、平 15. 1. 1 施行、告示 1509）

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、別表中第 15 号の次に 1 号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平 15. 3. 19 条例 31）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の次に 1 条を加える改正規定及び第 8 条第 1 項の改正規定は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平 16. 3. 2 条例 14）

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 17. 3. 30 条例 41）

この条例は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平 17. 10. 19 条例 148）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平 19. 3. 16 条例 56、附則ただし書に規定する改正規定を除くその他の改正規定、平 19. 6. 20 施行、告示 630）

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、別表中第 15 号の 2 の次に 1 号を加える改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 21. 3. 30 条例 40、別表第 1 の改正規定（同表備考第 2 号に係る部分に限る。）、平 21. 6. 4 日施行、告示第 546）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 6 条の改正規定、別表第 1 の改正規定（同表備考第 2 号に係る部分を除く。）、別表第 3 から別表第 6 までの改正規定、別表第 6 の次に 1 表を加える改正規定、別表第 7 の改正規定（第 25 号の 2 を削る改正規定に限る。） 平成 21 年 7 月 1 日
- (2) 別表第 1 の改正規定（同表備考第 2 号に係る部分に限る。） 市長が定める日

附 則（平 22. 5. 31 条例 49）

この条例は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項及び別表第 8 の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平 23. 3. 17 条例 27）

この条例は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平 27. 3. 16 条例 68）

この条例は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 備考第 2 号の改正規定及び別表第 8 第 1 号の 2 の改正規定（「第 88 条第 2 項」を「第 88 条第 1 項若しくは第 2 項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平 28. 3. 30 条例 65）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 28. 5. 26 条例 80）

1 この条例は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平 29. 3. 29 条例 51）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平 30. 2. 26 条例 9）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 30. 9. 28 条例 68）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元. 6. 14 条例 9）

この条例の施行期日は、市長が定める。

別表第1（第6条関係）

床面積の合計	手数料の額
100平方メートル以下	33,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下	44,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以下	60,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	87,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	116,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	275,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	470,000円
50,000平方メートル超	730,000円

備考 この表において、「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- (1) 建築物を建築する場合（次号及び第5号に掲げる場合並びに移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認済証の交付を受けた建築物（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる同法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画に係る建築物、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる同法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画に係る建築物及び建築物省エネ法第30条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる建築物省エネ法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物を除く。以下同じ。）の計画の変更をして建築物を建築する場合（第5号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積
- (4) 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該

計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積

- (5) 法第 86 条の 8 第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の認定を受けた建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積の2分の1の面積

別表第 2（第 6 条関係）

床面積	手数料の額
200 平方メートル以下	117,100 円
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以下	140,000 円
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下	162,800 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下	185,700 円
2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下	221,900 円
10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下	294,700 円
50,000 平方メートル超	541,300 円

備考 この表において、「床面積」とは、構造計算適合性審査に係る建築物の部分の床面積とする。ただし、確認済証の交付を受けた建築物（構造計算適合性審査を受けたものに限る。）の計画を変更して建築物を建築し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合にあっては、構造計算適合性審査に係る建築物の部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）とする。

別表第 3（第 6 条関係）

区	分	手数料の額
建築設備を設置する場合（確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合を除く。）	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	21,000 円
	小荷物専用昇降機	11,000 円
確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	13,000 円
	小荷物専用昇降機	9,000 円

別表第4（第6条関係）

床面積の合計	手数料の額
100平方メートル以下	22,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下	26,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以下	32,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	55,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	76,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	209,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	308,000円
50,000平方メートル超	518,000円

備考 この表において、「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- (1) 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 建築物を移転し、又はその大規模な修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1の面積

別表第5（第6条関係）

床面積の合計	手数料の額
100平方メートル以下	20,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下	24,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以下	30,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	52,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	71,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	199,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	288,000円
50,000平方メートル超	478,000円

備考 この表において、「床面積の合計」の意義は、別表第4備考に定めるところによる。

別表第 6 (第 6 条関係)

床面積の合計	手数料の額
2,000 平方メートル未満	111,200 円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	179,100 円
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満	232,600 円
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満	279,200 円
25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満	327,500 円
50,000 平方メートル未満	422,900 円

備考 この表において、「床面積の合計」とは、建築物省エネ法第 11 条第 1 項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない特定建築物又はその部分の床面積の合計をいう。ただし、建築物を増築する場合であって、都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 2 項の規定において準用する同法第 54 条第 8 項の規定により適合判定通知書（建築物省エネ法第 12 条第 6 項に規定する適合判定通知書をいう。以下同じ。）の交付を受けたものとみなされるとき又は建築物省エネ法第 31 条第 2 項の規定において準用する建築物省エネ法第 30 条第 8 項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされるときは、当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該特定建築物又はその部分のうち当該増築に係る部分以外の部分の床面積の 2 分の 1 の面積を加えた面積とする。

別表第 7 (第 6 条関係)

床面積の合計	手数料の額
100 平方メートル以下	18,000 円
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下	21,000 円
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以下	27,000 円
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下	46,000 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下	62,000 円
2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下	168,000 円
10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下	255,000 円
50,000 平方メートル超	430,000 円

備考 この表において、「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該

各号に定める面積とする。

- (1) 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。） 当該建築に係る部分のうち中間検査を行う部分の床面積
- (2) 建築物を移転し、又はその大規模な修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分のうち中間検査を行う部分の床面積の2分の1の面積

別表第8（第6条関係）

床面積の合計	手数料の額
100平方メートル以下	33,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下	44,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以下	60,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	87,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	116,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	275,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	470,000円
50,000平方メートル超	730,000円

備考 この表において「床面積の合計」とは、全体計画の認定に係る建築物の床面積の合計とする。ただし、全体計画を変更する場合にあっては、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）とする。

別表第9（第6条関係）

床面積の合計	手数料の額
100平方メートル以下	27,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下	36,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以下	49,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	70,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	93,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	220,000円

10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下	377,000 円
50,000 平方メートル超	584,000 円

備考 この表において「床面積の合計」とは、令第 137 条の 16 第 2 号の規定による認定に係る建築物の床面積の合計とする。

別表第 10（第 6 条関係）

- (1) 法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号又は第 2 号（法第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査 120,000 円
- (1 の 2) 法第 18 条第 24 項第 1 号又は第 2 号（法第 87 条の 4 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査 120,000 円
- (1 の 3) 法第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路の位置の指定の申請に対する審査 77,000 円
- (1 の 4) 法第 43 条第 2 項第 1 号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査 27,000 円
- (2) 法第 43 条第 2 項第 2 号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 33,000 円
- (3) 法第 44 条第 1 項第 2 号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 33,000 円
- (4) 法第 44 条第 1 項第 3 号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査 27,000 円
- (5) 法第 44 条第 1 項第 4 号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 160,000 円
- (6) 法第 47 条ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 160,000 円
- (7) 法第 48 条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第 10 項ただし書、第 11 項ただし書、第 12 項ただし書又は第 13 項ただし書（法第 87 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査 180,000 円
- (7 の 2) 法第 49 条第 1 項の規定に基づく本市の条例の規定による許可の申請に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 公開による意見の聴取を必要とする用途の制限に係る許可の申請に対する審査 180,000 円
- イ アに掲げる許可以外の許可の申請に対する審査 33,000 円
- (8) 法第 51 条ただし書（法第 87 条第 2 項若しくは第 3 項又は法第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請

に対する審査 160,000 円

- (9) 法第 52 条第 10 項、第 11 項又は第 14 項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 160,000 円
- (9 の 2) 法第 53 条第 4 項又は第 5 項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査 60,000 円
- (10) 法第 53 条第 6 項第 3 号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 33,000 円
- (11) 法第 56 条の 2 第 1 項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査 160,000 円
- (12) 法第 57 条第 1 項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 27,000 円
- (13) 法第 59 条第 1 項第 3 号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率又は建築面積に関する特例の許可の申請に対する審査 160,000 円
- (14) 法第 59 条第 4 項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査 160,000 円
- (15) 法第 59 条の 2 第 1 項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 160,000 円
- (15 の 2) 法第 60 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は高さに関する特例の許可の申請に対する審査 160,000 円
- (15 の 3) 法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づく本市の条例の規定による許可又は認定の申請に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 許可の申請に対する審査 33,000 円
 - イ 認定の申請に対する審査 27,000 円
- (16) 法第 68 条の 3 第 1 項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 27,000 円
- (16 の 2) 法第 68 条の 3 第 4 項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 160,000 円
- (16 の 3) 法第 68 条の 4 の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 27,000 円
- (16 の 4) 法第 68 条の 5 の 3 第 2 項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 160,000 円
- (17) 法第 68 条の 5 の 5 第 1 項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外

又は同条第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 27,000円

(18) 法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の認定の申請に対する審査 27,000円

(19) 法第68条の7第5項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 160,000円

(20) 法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 120,000円

(21) 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 160,000円

(22) 法第86条第1項の規定に基づく1又は2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物の数（申請区域内に用途上不可分の関係にある2以上の建築物の敷地がある場合にあつては、当該2以上の建築物のうち、主たる用途に供される建築物に附属するもの（以下「附属建築物」という。）の数を除く。以下第25号までにおいて同じ。）が1又は2である場合 78,000円

イ 建築物の数が3以上である場合 78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた額

(23) 法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物（既存建築物を除く。以下この号並びに第23号の3ア及びイにおいて同じ。）の数が1である場合 78,000円

イ 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた額

(23の2) 法第86条第3項の規定に基づく1又は2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物の数が1又は2である場合 220,000円

イ 建築物の数が3以上である場合 220,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた額

(23の3) 法第86条第4項の規定に基づく複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物の数が1である場合 220,000円

- イ 建築物の数が2以上である場合 220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた額
- (24) 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この号並びに次号ア及びイにおいて同じ。）の数が1である場合又は当該申請に係る建築物が附属建築物のみである場合 78,000円
- イ 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた額
- (24の2) 法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 建築物の数が1である場合又は当該申請に係る建築物が附属建築物のみである場合 220,000円
- イ 建築物の数が2以上である場合 220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた額
- (24の3) 法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 建築物（一敷地内許可建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合又は当該申請に係る建築物が附属建築物のみである場合 220,000円
- イ 建築物の数が2以上である場合 220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた額
- (25) 法第86条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの申請に対する審査 6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加えた額
- (26) 法第87条の3第5項の規定に基づく建築物を興行場等として使用することの許可の申請に対する審査 120,000円
- (27) 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物を特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査 160,000円
- (28) 令第131条の2第2項の規定に基づく計画道路又は予定道路を前面道路とみなすことができる建築物の認定の申請に対する審査 27,000円
- (29) 令第131条の2第3項の規定に基づく前面道路の境界線又はその反対側の境界線

をそれぞれ壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線にあるものとみなすことができる建築物の認定の申請に対する審査 27,000 円

(30) 第5条第1項の規定に基づく私道（法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定を受けたものに限る。）の変更又は廃止の承認の申請に対する審査 77,000 円

(31) 第5条の3の規定に基づく台帳記載事項証明書等の交付 250 円